

邑楽町週休2日制現場（営繕工事を除く）の試行実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、建設業が取り組む週休2日の定着を支援するため、受注者の現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者等」という。）を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とする週休2日制現場の試行実施に当たり必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行った状態をいい、完全週休2日又は4週8休現場閉所のいずれかをいう。
- (2) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間とする。なお、年末年始の6日間、夏季休暇の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所ができない期間等）は含まないものとする。
- (3) 工事着手日 工事開始日以降の実際の工事のための準備工（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事に当たってはそれを含む。）の初日をいう。
- (4) 現場閉所 労働者の休日・休暇にかかわらず、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。また、災害対応等の他現場にやむを得ず出勤した場合でも、当該現場が閉所されていれば、現場閉所となる。なお、4週8休現場閉所に限り、降雨、降雪等の自然的な事象による計画外の閉所も現場閉所に含むものとする。
- (5) 完全週休2日 原則として、対象期間における全ての土曜日並びに日曜日を計画的な休日とし、同時に4週8休以上の現場閉所を達成した状態をいう。

(6) 4週8休現場閉所 対象期間における全ての月において、4週8休以上の現場閉所を達成した状態をいう。

(実施対象工事)

第3条 週休2日制現場の実施は、週休2日試行工事の設定を行った工事を対象とする。なお、対象工事の選定にあたっては、災害復旧工事、緊急対応工事及び工期の確保が困難な工事など、週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

(週休2日制の考え方)

第4条 対象期間中、週に2日間、工事現場を閉所とする。この閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、受発注者の協議により、任意の日曜日を設定することもできるものとする。

2 受注者は、前項で定めた閉所日においては、当該現場に従事する全ての労働者を休日又は休暇とすることを目指すものとする。

3 達成状況は、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）により確認する。

(1) 完全週休2日

対象期間内の現場閉所率は、（週休2日の現場閉所を行った週）÷（対象期間の週）で算出し、現場閉所率が100%（4週÷4週／月）にて達成とする。なお、ここでいう週とは、日曜日を開始日として土曜日を終了日とするものとし、対象期間内における土曜日又は日曜日が含まれない週は、その週の対象となる土曜日又は日曜日の閉所を行っている場合に達成しているものとみなす。

(2) 4週8休現場閉所

対象期間内の現場閉所率は、（週休2日の現場閉所を行った日）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての月において、現場閉所率が28.5%（8日÷28日）以上にて達成とする。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(実施対象工事の発注方式等)

第5条 週休2日制現場の発注に当たっては、発注者指定型又は受注者希望型とする。

(1) 発注者指定型

発注者指定型とは、発注時から発注者が週休2日制現場を行うことを指定する工事をいう。

ア 実施対象工事の発注に当たり、施工条件の明示に週休2日制現場（発注者指定型）であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

記入例	当工事は週休2日制現場（発注者指定型）の実施対象工事である。「週休2日制現場の試行実施要領」に基づき工事を実施すること。 なお、当工事の工期には、週休2日に対応するための日数として、○日を見込んでいる。
-----	--

イ 当初予定価格から週休2日を達成した場合の補正係数を各経費等に乗じた上で予定価格を作成するものとする。

ウ 現場閉所の達成状況を確認後、月単位で4週8休現場閉所に満たないものは、補正分を減額変更する。

(2) 受注者希望型

受注者希望型とは、契約後、受注者が週休2日制現場の適用を希望する場合に、実施する工事をいう。

ア 実施対象工事の発注に当たり、施工条件の明示に週休2日制現場（受注者希望型）であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

記入例	当工事は週休2日制現場（受注者希望型）の実施対象工事であるため、「週休2日制現場の試行実施要領」に基づき、受注後速やかに工事打合せ書に希望の有無を記載し、監督員へ提出すること。 なお、当工事の工期には、週休2日に対応するための日数として、○日を見込んでおり、週休2日制現場の適用を希望しない場合でも、週休2日に対応する分の工期の短縮はしないものとする。
-----	---

イ 発注者指定型同様、当初予定価格から週休2日を達成した場合の補

正係数を各経費等に乗じた上で予定価格を作成するものとする。

ウ 現場閉所の達成状況を確認後、月単位で4週8休現場閉所に満たないものは、補正分を減額変更する。また、工事着手前に週休2日に取り組むことについて、受注者が希望しないものについても、補正分を減額変更する。

(実施方法及び確認方法)

第6条 週休2日制現場の受注者は、工事着手までに速やかに、土曜日及び日曜日を基本とする4週8休以上の休日（現場閉所）を見込んだ工事工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。なお、受注者希望型の場合、受注者は、受注後速やかに工事打合せ書により監督員に週休2日制現場の適用を希望する旨の申し出を行うこととする。

2 工事工程表は、別記様式第1号により作成するものとする。なお、工事工程表に記載する工種は、受注者の負担軽減のため、工事契約書に添付する工程表と同一とする。

3 発注者は、工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、協議により週休2日制現場を取り組むために必要な日数分の工期延長を行うものとする。ただし、週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

4 受注者は、対象期間中、現場閉所と定めた日にやむを得ない理由により現場作業を行わなければならない場合、受発注者で協議し、現場閉所日を振り替えることができるものとする。

5 現場閉所日の振替については、以下によるものとする。

(1) 完全週休2日

受注者は、土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上現場閉所日を振り替えることができるものとする。ただし、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とする。なお、完全週休2日においては、降雨、降雪等の自然的な事象による計画外の現場閉所日の振替を認めない。

(2) 4週8休現場閉所

受注者は、設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、事前に監

督員と協議の上振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。

6 週休2日制現場の達成状況は、別記様式第1号及び次の各号に掲げる既存書類等により確認し、受注者の負担軽減に努めることとする。

- (1) 工事現場の閉所の状況が分かる書類（出勤簿等）
- (2) 企業の休日が分かる書類
- (3) CCUSの発注者支援機能による週休2日達成状況
- (4) その他休暇取得状況が分かる書類
(間接工事費率等の補正)

第7条 週休2日の達成状況に応じ、労務費・機械経費（賃料）・共通仮設費率・現場管理費率、市場単価及び土木工事標準単価については、「群馬県県土整備部 週休2日制現場の実施要領（建築課所管の営繕工事は除く）」に準じて補正する。

（工事成績評定）

第8条 発注者は、受注者の週休2日制現場の取組に対し、別表第1の週休2日制現場の取組に対する考査項目により評価する。なお、履行できなかった場合においても、評価を減点しないこととする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 週休2日制現場の取組に対する考査項目

評定者	考察項目
監督員	「2. 施工状況－Ⅱ. 工程管理」で評価対象項目「休日の確保を行っている」を評価することに加え、「5. 創意工夫 Ⅱ. 週休2日」で、以下のとおり評価する。 【対象期間中、「完全週休2日」を達成できた場合】 評定点＋2点（評定点合計＋0.8点）を加点する。 【対象期間中、「4週8休現場閉所」を達成できた場合】 評定点＋1点（評定点合計＋0.4点）を加点する。

総括職員	「6. 社会性等 II. 週休2日」で、以下のとおり評価する。 【対象期間中、「完全週休2日」を達成できた場合】 評定点＋2.5点（評定点合計＋0.5点）を加点する。
------	--